

市民税・県民税の申告

期限が近づくと、窓口がたいへん混雑します。期間前でも受付できますので、早めに申告をお済ませください。

☎ 税務課 市民税係 ☎ 30-6140 ☎ 22-3052 【HP 番号：11800】

●所得税および復興特別所得税（以下、所得税）の確定申告をする人は、市民税・県民税の申告は必要ありません。

- 年金所得者の確定申告など、簡易な所得税の申告も受け付けます。ただし、次に該当する人は、^{イータックス}「e-Tax」での申告または、彦根税務署開設の申告会場（彦根商工会議所4階）で申告をお願いします。
- ▶所得税の住宅借入金等特別控除を受ける人
- ▶譲渡所得（株式譲渡、不動産譲渡など）がある人
- ▶青色申告をする人、事業収入が多額である人
- ▶初めて事業所得を申告する人
- ▶住宅耐震改修・バリアフリー改修・省エネ改修などの特別控除を受ける人
- ▶準確定申告（亡くなった人の申告）をする人
- ▶過年分の申告（令和5年分以前の申告）をする人
- ▶相続年金の支払いを受けている人
- ▶災害などによる損害に係る雑損控除を受ける人

事前に作成が必要なもの

- ▶【営業等・農業・不動産所得がある場合】収支内訳書
- ▶【医療費控除を受ける場合】医療費控除の明細書

申告に必要なもの

- ▶「申告のご案内」
- ▶令和6年中の所得が明らかになる書類（源泉徴収票、支払調書など）
- ▶営業等・農業・不動産所得の収支内訳書
- ▶所得控除の対象となるものに関する書類（医療費控除の明細書、雑損控除の対象となる各種領収書など、生命保険料や地震保険料などの控除証明書、国民年金保険料・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の支払証明書、寄附金の領収書など）
- ▶配偶者（特別）控除を受ける人は、配偶者の所得が確認できる書類など
- ▶障害者控除を受ける人は、障害者手帳など
- ▶マイナンバーカードまたはマイナンバーの通知カードおよび本人確認書類（運転免許証など）

郵送での申告にご協力ください

彦根市ホームページの「市民税・県民税申告書作成および来年度税額の試算」（QRコード）から申告書が作成できます。作成した申告書と添付資料を郵送で提出いただければ、申告会場へお越しいただく必要はありません。



＜申告受付日程＞ ※税務課申告会場（本庁）以外の会場にご来場の際は、スリッパをお持ちいただきますよう、ご協力をお願いします。

会場	月 日	午前			午後		
		受付時間	番号札 配布終了	上限人数	受付時間	番号札 配布終了	上限人数
税務課申告会場 (市役所本庁舎 1 階)	2 月 17 日(月) ～ 3 月 17 日(月)	9 : 00 ～ 12 : 00	11 : 30	50 人	13 : 00 ～ 15 : 00	15 : 00	50 人
みずほ文化センター	2 月 20 日(木) 同 21 日(金)			80 人			70 人
高宮地域 文化センター	2 月 28 日(金)			50 人			50 人
鳥居本地区公民館	3 月 7 日(金)						

※2月20日(木)、同21日(金)、同28日(金)は税務課申告会場での実施はありません。
※土・日曜日、祝日は受付できません。
※受付時間より前に受付することはできません。
※今年度より1日あたりの受付人数の上限を設けています。
上限人数に達した時点で、午前・午後ともに番号札の配布を終了します。
また午前中の番号札の配布が終了した場合、午後からの受付分の番号札を先行して配布はしません。

所得税などの確定申告 ～確定申告はスマホで自宅から～

所得税は、納税者自身が1年間の所得と税額を計算し、申告・納付する仕組みになっています。確定申告が必要な人で、期限までに申告をしなかったり、誤った申告をしたりすると、延滞税や加算税がかかることがあります。

☎ 国税相談専用ダイヤル ☎ 0570-00-5901【自動音声案内】

スマホの利用で自宅で申告書の作成・送信ができます！

スマートフォン・パソコンをお持ちの人は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用し、自宅での確定申告「e-Tax」をご利用ください（e-Taxで申告するには、「マイナンバーカード」または「IDとパスワード」が必要です）。



▲スマートフォンからの作成



▲動画で見る確定申告

ご注意ください！ ふるさと納税をされた人へ

ふるさと納税ワンストップ特例の申請書を提出された人が確定申告を行う場合には、ワンストップ特例の適用を受けることができません。住宅ローン控除や医療費控除などで確定申告を行う際は、ふるさと納税の金額を寄附金控除額の計算に含める必要がありますのでご注意ください。

添付資料・住民税に関する事項

源泉徴収票などの第三者作成書類は、添付を省略し、確定申告書に内訳を記載することとなりました。住民税に関する事項欄を含め記入漏れがないよう、ご注意ください。記入がない場合、住民税の計算で控除などの適用が受けられない場合があります。

インボイス発行事業者の皆さまへ

インボイス発行事業者は、消費税の確定申告が必要です。会場で消費税の確定申告を行う場合は、取引を「税率ごと」に区分して記載した集計表や課税取引金額計算表をお持ちください。

- ☎ インボイス制度について
- ▶税務相談チャットボット（QRコード）
- ▶軽減・インボイスコールセンター
- ☎ 0120-205-553（受付時間 平日 9:00～17:00）



申告書作成・提出会場は彦根商工会議所4階

- 🕒 2月17日(月)～3月17日(月)（平日 9:00～16:00）
- 📍 彦根商工会議所（中央町）4階
- 📱 スマートフォン・マイナンバーカード（数字4桁および英数字6～16文字の暗証番号2種類を用意ください）。
- ※彦根税務署には申告書作成会場の設置はありません。
- ※会場混雑状況により、早めに相談受付を終了することがあります。
- ※混雑緩和のため、会場への入場には整理券が必要です（整理券は会場で配布します）。
- ※今年度から商工会議所の駐車場は有料となりました。
- ※1月から確定申告書（控）への収受印の押印は行っていません。

問い合わせはチャットボットまたは電話で

- ▶税務相談チャットボット（QRコード）
- ▶国税相談専用ダイヤル
- ☎ 0570-00-5901【自動音声案内】
- 【0】確定申告（受付時間 平日 8:30～17:00）
- ▶e-Tax・作成コーナーヘルプデスク
- ☎ 0570-01-5901（受付時間 平日 9:00～17:00）

